

2022 自主交流グループ活動支援事業

勉強会・研究会・共同で見本市を出展するなど、意欲的な活動をしている中小企業グループに対し、その活動費用の一部を補助します。

補助対象者	区内の業種の異なる複数の企業者で構成され、研究開発や情報交換などを自主的に行っている以下の要件を備えた自主交流グループ ○自主グループは、規約を備えていること。 ○自主交流グループの構成員の3分の2以上が中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者)で構成されていること。 ○自主交流グループを構成する企業者の2分の1以上が区内に本社を有すること。 ○原則として自主交流グループを構成する企業者は、3社以上であること。 ○自主交流グループ内に製造業又は情報通信業のうちソフトウェア業を営む企業者を含むこと。 ○この要綱による補助の申請をしている他の自主交流グループに属する企業が2分の1以内であること。
補助対象経費	研修会等の講師謝礼金、研修会及び定例会等の会場賃借料及び設備使用料、消耗品購入費及び参考図書購入費、展示会及び交流会等の参加費、施設見学等の旅費、機関紙及び資料等の印刷製本費、通信運搬費及び広告料等 ※消費税は対象外です。 ※飲食費、懇親会費等は対象外です。 ※自主交流グループを構成する事業者の親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係のある会社、役員および社員を兼用している会社、代表者の三親等以内の親族が経営している会社等)との取引に要する経費は対象外です。 ※自主交流グループを構成する事業者間での取引に関する経費は対象外です。
補助限度額	10万円
補助率	2分の1
件数	3件程度 ※先着順
補助対象期間	2023年2月末日まで
申請書類	①補助金交付申請書(本ページ下部の「添付ファイル」欄から、「応募様式等」をダウンロード願います) ②自主交流グループの規約 ③自主交流グループの会員名簿及び役員名簿事業計画書 ④収支予算書 ⑤返信用封筒(申請者の住所・氏名を記載し 切手を貼ったもの)…A4サイズの通知書(三つ折り)を1枚お送りします。 提出書類(添付書類も含む)は、採択の可否にかかわらず返却いたしません。

お申し込みの流れ



東京都北区産業振興課商工係
〒114-8503 北区王子1-11-1 北とぴあ11階
TEL: 03-5390-1235 FAX: 03-5390-1141
詳しくは北区HPをご覧ください。→



北区自主交流グループ活動支援事業の流れ図

企 業 等

北 区

- ・交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・グループの規約
- ・会員役員名簿
- ・会社概要



審査



交付決定通知書

事 業 実 施

※事業に大幅な変更があった場合は事業変更申請書、
事業を中止した場合は中止届出書を提出する。



補助金交付決定
変更通知書

- ・事業補助金実績報告書
- ・事業報告書
- ・収支決算書
- ・補助対象経費の領収書等
(写し)



審 査



補助金額確定通知書

- ・補助金請求書



支 払